

阿久根市子ども医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 25 日

阿久根市長

西 平 良 将

阿久根市条例第19号

阿久根市子ども医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市子ども医療費の給付に関する条例（昭和48年阿久根市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。